（ミシン目で切り取ってください）

申込用紙 2 — b　令和８年度●再商品化義務量および委託申込量算定用紙　　製1

容器製造等事業者用

特定容器製造事業者

★特定容器であるガラスびん、PETボトル、紙箱、
　袋、プラスチック容器などを製造している事業者

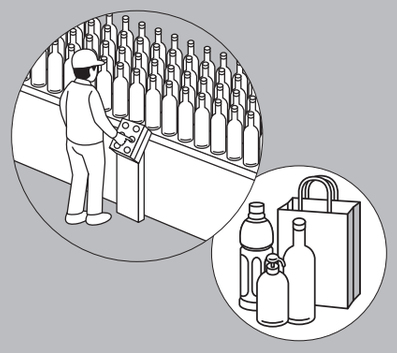

容器製造等
事業者とは・・・

輸入業者

★特定容器の輸入を行っている事業者
★特定容器が付された商品の輸入を行う事業者

（なお、特定容器の付された商品を輸入している事業者は
利用事業者にも該当します。
利用事業者用の申込用紙も併せて記入してください）

Black KYO　スミ97

担当営業	
検査機校正	
第三校正	
第二校正	
第一校正	

Black KYO スミ97

担当営業
検査機校正
第三校正
第二校正
第一校正

ご記入にあたって（容器製造等事業者用）

1. 計算方法は 自主算定方式 と 簡易算定方式 があります。

自主算定方式・・・・・基本の算定方式です
簡易算定方式・・・・・自主算定ができない場合に限り選択する算定方式です

※同封の〈再商品化委託の申込要領〉9ページをご参照ください

2. 用途の例 総務省の日本標準産業分類（最新版）により用途を区分しています。

	用途	詳細（例）
ガラスびん	食料品	牛乳、加工された食品
	清涼飲料、茶・コーヒー	豆乳、清涼飲料
	酒　類	ビール・焼酎
	医薬品	「医薬品」と表示されているもの
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品	化粧品
	上記以外の用途	小売時にその場で用いるびん
PETボトル	食料品（しょうゆ・乳飲料等・その他調味料）	しょうゆ／ドレッシング、酢、みりん風調味料、醤油加工品／料理酒・クッキングワイン／乳酸菌飲料 ※食用油脂を含まず、簡易な洗浄により内容物及び臭いを除去できるものに限る
	清涼飲料	お茶、ジュース
	酒　類	焼酎／ワイン、みりん

	用途	詳細（例）
紙容器	食料品	パンなど食料（小売店舗の敷地外で付されたもの）
	清涼飲料、茶・コーヒー	内側がアルミの紙パック
	酒　類	内側がアルミの紙パック
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料	洗剤／粉石鹸
	医薬品	「医薬品」と表示されているもの
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品	化粧品の外箱・中身の緩衝材
	小　売	手提げ／ギフト箱／小売時に用いる平袋
	上記以外の用途	ペットフード、雑貨

	用途	詳細（例）
プラスチック容器	食料品	油（PET素材でも、プラとして扱う）／塩、砂糖／惣菜のパック・弁当箱（小売店舗の敷地外で付したもの）
	清涼飲料、茶・コーヒー	清涼飲料等のキャップ／コーヒー豆・コーヒー粉末／お茶・茶葉
	酒　類	酒類のキャップ
	油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料	洗剤、漂白剤
	医薬品	「医薬品」と表示されているもの／医薬品のキャップ
	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品	シャンプー／歯磨き粉／化粧品のキャップ
	小　売	レジ袋／テイクアウトの容器／惣菜のパック・弁当箱（小売店舗の敷地内で付したもの）
	上記以外の用途	卵の容器、果物・野菜のネット袋など（無加工の自然物）

※用途の判断に迷った場合は、当協会コールセンター（03-5251-4870）にお問い合わせください。

よくあるQ&A〈判断に迷う例〉

Q 自社製造製品（パン）を、入れている袋の用途は?

A 工場で製造し、同一敷地内で販売する ▶「小売」
工場で製造し、同一敷地外で販売する ▶「食料品」

Q 野菜の生産者が、小売店に納品する際に使う袋の用途は?

A 収穫したまま無加工で袋詰めしている ▶「上記以外の用途」
野菜を加工して袋詰めしている ▶「食料品」

（ミシン目で切り取ってください）